平成２９年（ヒ）第２号
愛知県豊川市御津町御幸浜一号地１番14
清算株式会社　株式会社豊川産業
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（ヒ）第２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目31番20号
清算株式会社　アトラス株式会社
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（ヒ）第３号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目31番20号
清算株式会社　武玄建設株式会社
1　決定年月日　平成29年５月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所尼崎支部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０２６号
東京都千代田区内幸町２丁目２番２号
清算株式会社　株式会社平川物産
代表清算人　林　　康弘
1　決定年月日　平成29年５月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　定義
本協定で使用する下記の用語は、以下の意味を有するものとする。
記
⑴　「清算株式会社」とは、株式会社平川物産を意味する。
⑵　「協定債権者」とは、別表「協定債権弁済計画表」の「債権者名」欄に記載された各債権者を意味する。
⑶　「認可決定確定日」とは、本協定の認可の決定が確定する日を意味する。
２　協定債権の弁済の場所等
清算株式会社による協定債権者への協定債権の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に対して振り込む方法により行なう。振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　端数処理
弁済額の計算において生ずる１円未満の端数金額は四捨五入する。
４　利息及び遅延損害金
本協定の定めによる弁済には利息及び遅延損害金を付さない。
第２　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法
１　権利変更の一般的基準
⑴　権利の変更
ア　認可決定確定日に、協定債権の元本の99.9958％の免除を受ける。
イ　元本に対する利息及び遅延損害金は、認可決定確定日に全額免除を受ける。
⑵　弁済方法
ア　清算株式会社は、各協定債権者に対し、⑴による権利変更後の債権額を、認可決定確定日から１か月以内に支払う。
イ　上記アの弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が上記⑴アの規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　個別条項
協定債権の変更前の権利の内容は、別表「協定債権弁済計画表」の「債権額」欄記載のとおりであり、清算株式会社は、認可決定確定日に同表の「免除額」欄記載のとおり免除を受け、各協定債権者に対して同表の「弁済額」欄記載のとおり弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第１号
熊本市東区長嶺東８丁目５番１号
再生債務者　株式会社ケイティ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成29年５月22日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続開始

平成２９年（再）第１号
富山県高岡市本丸町４番６号
再生債務者　有限会社丸栄黒川仏檀店
1　決定年月日時　平成29年５月22日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月19日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成29年７月10日から平成29年７月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

監督委員変更

平成２５年（再）第１号
三重県四日市市日永５丁目12番４号
再生債務者　株式会社三鋼
監督委員　尾西　孝志が死亡したので、次の者を監督委員に選任した。
新監督委員　弁護士　加藤　拓也
平成29年５月22日　津地方裁判所四日市支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第１号
熊本市東区長嶺東８丁目５番１号
再生債務者　株式会社ケイティ
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　熊本市中央区京町１丁目11番３号　田中法律事務所　弁護士　田中　俊夫
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法194条に定める事由がある。
平成29年５月22日
熊本地方裁判所民事第１部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１号
埼玉県幸手市大字高須賀30番地
再生債務者　冨張　和弘
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月27日から平成29年７月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再イ）第１２０号
愛知県北名古屋市六ツ師南屋敷761番地３
再生債務者　水野　寛明
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月20日から平成29年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第８号
秋田市寺内字三千刈459番地７　ピアネス三千刈101
再生債務者　伊藤　　壮
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月14日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月28日から平成29年７月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第１０号
秋田市仁井田福島１丁目１番23号
再生債務者　佐藤　佳正
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月14日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月28日から平成29年７月６日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（再イ）第２２号
神奈川県秦野市沼代新町３番43号
再生債務者　高木　正弘
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月14日まで
4　一般異議申述期間　平成29年６月28日から平成29年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係